

# 經濟論叢

第165卷 第5・6号

- 
- 富国—貧国論争とミラーの商業=自由論……………田 中 秀 夫 1
- 政府・自治体会計の問題点と  
制度再構築の方向……………藤 井 秀 樹 25
- 廃棄物広域処理の経済性と財政構造(2)……………八 木 信 一 39
- 上海汽車による流通経路改革の模索……………劉 芳 54
- 「偉大な社会」期アメリカの住宅政策……………豊 福 裕 二 72
- 台湾における中小企業政策の展開方向……………高 杏 華 91
- 80年代後半期以降における  
アイワのマーケティング……………胡 左 浩 115

学 会 記 事

---

平成12年5・6月

京 都 大 学 経 済 学 會

## 廃棄物広域処理の経済性と財政構造（2）

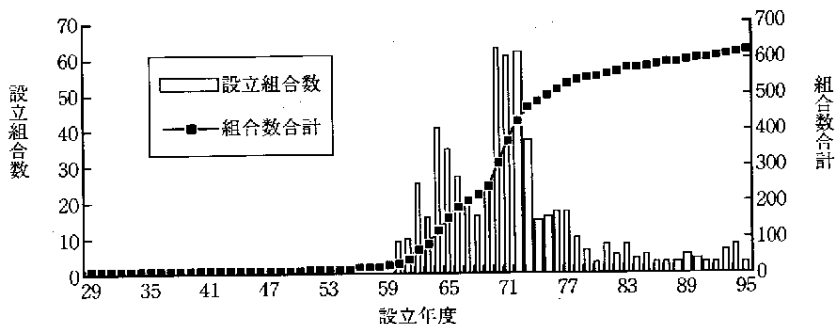
八 木 信 一

### III 組合処理の背景にあるものは

#### 1 組合処理数の歴史的推移

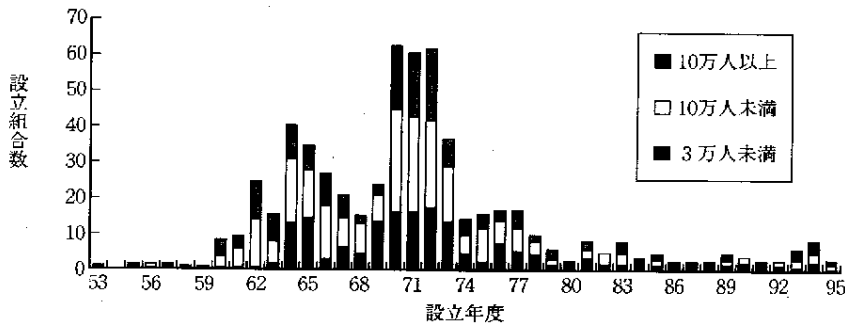
前稿で明らかにした，広域処理の評価基準から異なるという現状に影響をあたえた要因をさぐるまえに，まず一部事務組合の数を時系列的に捉えることによって組合処理の動きを検討する。第8図には，廃棄物処理をおこなっている組合数について，年度ごとの設立数とそれらを累積して求めた設立数合計をそれぞれ示している。この図から戦後以降では，日本における廃棄物処理の形態として，一部事務組合による広域処理は急速な進展を遂げたことがわかる。さらに注目すべき点は，現在の組合のほとんどが1960年代中頃から70年代前半にかけて設立されていることである。

第8図 廃棄物処理に従事する一部事務組合の推移



出所：自治省行政局振興課編 [1996] より作成。

第9図 組合が抱える人口規模（設立年度別）



出所：自治省行政局振興課編 [1996]，および総務庁統計局編 [1995] より作成。

また、第9図には人口規模で区分した組合数の年度別推移をしめしている。組合による広域処理が進展した上記の時期における人口規模をみると、人口3万人未満の小規模な組合の増加もさることながら、それ以上に10万人未満の中規模レベルの組合や10万人以上の大規模レベルの組合の増加が目立つ。そこで次に、1960年代中頃から70年代前半において組合による広域処理が進展した背景と、さらにそのなかにおいて規模が大きい組合が出現した要因をさぐることにする。

## 2 広域処理へのインセンティブ

組合数が急増した主要な背景として、各自治体を取りまく廃棄物処理における財政状況があった。具体的には、歳出と歳入の両面から組合による広域処理の増加をもたらす状況が生じていた。

まず歳出面では、増え続ける廃棄物の量に対して処理施設の建設や維持管理に必要な財源が自治体によっては確保できなくなったことが、組合による広域処理の進展をもたらした。さらに1971年に勃発した東京都のごみ戦争は、廃棄物処理における公害防止技術の必要性を強く認識させることになった。そしてこの認識などを反映して、それまでの処理技術に新たな公害防止面での強化が

はかられた。だがこのことは、一方で焼却炉建設に必要な経費をより一層増加させた。

他方で歳入面では、1963年度からはじまった「生活環境施設整備五ヵ年計画」による国庫補助制度が大きな要因としてあげられる。ここでは、廃棄物処理施設における国庫補助金交付の対象団体として一部事務組合も含まれており、1992年度までは補助基本額をベースに定率補助がなされていた。このために、自治体は組合で広域処理をおこない規模の経済を活かす一方で補助金総額も増加させることができたのである。これらのことから広域処理は、組合を構成する自治体の財政負担を軽減することになった。

以上のように各自治体が単独処理をおこなうことが困難な状況が廃棄物財政をめぐって存在していた一方で、とくに1970年代前半に大きい人口規模のところをも巻き込んで、広域処理が進展した要因は何に求めることができるのだろうか。

この要因の最たるものが、自治省がおこなった広域市町村圏構想、およびそれにもとづく広域市町村圏計画とそれに関連した一連の財政支援策である。とくにこの構想を政策として具体化し、施行された1970年の「広域市町村圏振興整備措置要綱」、ならびにこの要綱と同じ年に自治省から関係道府県知事宛てに到達された広域市町村圏計画策定指針では、広域市町村圏計画を構成する基本構想、基本計画、および実施計画のうち基本計画において、広域的に処理する必要のある事務の1つの事例として廃棄物処理を提示していた<sup>12)</sup>。

そこにおける財政支援策のなかでも、石原ほか[1973]が述べている、広域市町村圏計画に基づく根幹的な施設の整備に対する地方債の優先的許可、およ

12) 広域市町村圏構想は、広域化しつつある経済圏および生活圏に対応すべく、市町村の枠を超えた広域行政単位を広域市町村圏として設定し、そのなかで廃棄物処理事業を含めた清掃、社会福祉、および医療などを関係市町村で共同して行うことを推進するというものである。1969年に自治省が提案した「広域市町村圏振興整備措置要綱」として具体化し、自治省行政局振興課監修[1995]によれば、1994年度現在で圏域数362(うち広域市町村圏域338、大都市周辺地域広域行政圏域24)、構成市町村数3152、対象人口19170万人となっている。なお1969年に制定した要綱に基づく広域市町村圏計画は、1979年から「新広域市町村圏計画」、そして1990年度からは「広域行政圏計画」と名称および内容をかえつつ、今日に至っている。

第2表 一般廃棄物処理事業債の起債充当率 (1992年度現在)

区 分			充 当 率 (%)	
			一般地域	公防・広域
ごみ処理施設 整備事業	新規事業	補助事業	40	40
		単独事業		
		重点化・関連単独分	40	40
	継続事業	単独施設分	75	75
		つぎ足し単独分	75	80
		補助事業	75	80
管理施設	新規・継続	単独事業		
		重点化・関連単独分	75	80
		単独施設分	75	80
		つぎ足し単独分	75	80
管理施設	新規・継続	補助事業	40	40
		単独事業	40	40

注：重点化・関連単独分とは、補助事業の実施と合わせて行われる単独事業を言う。また単独施設分とは、(a)補助事業に係る既内示によっては事業の実施に支障を生じる団体で、事業全体を単独事業として実施、および(b)それ以外の事業で事業全体を単独事業として実施する施設を対象としている。

出所：横田・江畑 [1993] より転載。

び広域市町村圏において広域的かつ一体的に実施する必要のある、一定の事業に対する地方交付税配布の特別措置（一圏域平均3億円を3ヵ年程度普通交付税で措置）などは、広域処理の推進に多少の影響をもたらしたと考える。

廃棄物にかんする優遇措置の一例をみると、第2表にしめす一般廃棄物処理事業債の起債充当率の拡充は、補助対象となる補助基本額を超えて独自におこなわれるつぎ足し単独分や、施設改良における組合の財政負担を軽減した。

これらの財政支援策による広域市町村圏にかんする整備事業は、1969年5月に策定された新全国総合開発計画（以下、新全総）の政策目標であった過密と過疎の同時解決をめざすべくおこなわれた、中核的な地方都市とその周辺地域における広域生活圏の形成に大きな役割をはたし、廃棄物処理事業においても

第3表 広域市町村圏振興整備事業費実績額(1970~1980年,累計値)

事業名	事業費(億円)	構成比(%)
道 路	40,004	54.9
道路整備関連	270	0.4
消防救急施設	1,734	2.4
教育文化・体育施設	6,916	9.5
福 社 施 設	1,830	2.5
環境衛生施設	13,041	17.9
医 療 施 設	1,943	2.7
公園・レクリエーション施設	1,625	2.2
産業・観光施設	3,786	5.2
一般行政施設	189	0.3
その他の施設	1,546	2.0
合 計	72,884	100.0

出所：藤田 [1984] 9 ページより転載。

中核都市とその周辺部とによる広域処理が進展したのである。第3表には、上記した措置要綱が出された1970年から80年までの広域市町村圏における振興整備事業費の累積額をしめしている。そこでは、広域生活圏における社会資本整備のなかで最重要項目にあげられていた道路関連投資に次いで、廃棄物処理とし尿処理が該当する環境衛生施設にかんする投資が大きな割合をしめていることがわかる。

組合の人口規模の違いに影響をあたえたもう一つの大きな要因に行政組織をめぐる環境、なかでも市町村合併との関係がある。とくに、1965年に施行された「市町村の合併の特例に関する法律」が一定の役割をはたした。この措置により、町村レベルの自治体数が急減する一方、市レベルの自治体数が増加することになった<sup>13)</sup>。

13) 産業技術会議編 [1997] によれば、1965年に法律が施行された後の市町村数は、1965年4月では市が560、町が2005、村が827であったのが、組合設立のピーク時付近にあたる1970年4月ではそれぞれ564、2027、689となり、さらに組合設立がピークを越えた1975年4月ではそれぞれ643、1974、640に至った。

一部事務組合は、複数の自治体が事務の一部を共同処理するために設置されるものであるが、行政組織上では、このような広域行政は合併への準備過程として見る向きもある。このことと関連づければ、合併にたいして住民自治や雇用確保などの理由から反対が強い場合、従来の自治単位は残しつつ、広域におこなったほうが効率的な行政サービスについてのみ各自治体が共同してサービスを提供する事務組合が設立されてきたと言える。

法律が施行された結果、1965年から70年にかけては村レベルの自治体が減少し、また1970年から75年にかけては村にくわえて町レベルの自治体も減少した。よって、1960年代中頃から70年代前半までは、町村レベルの自治体が市または規模が大きい町レベルとの合併をおこなう、もしくは計画が進んでいた時期であり、このような状況が合併の準備段階としての一部事務組合の設立形態に影響を与えたのではないだろうか。そこでは1960年代中頃には町レベルの、また70年代前半には市レベルでの合併が進んだことが、両時期に設立された組合の人口規模の違いに反映されたと考える。

以上のような関係省庁からの経済的インセンティブによって、前稿第1章でみたように、一般廃棄物処理事業における組合の広域処理は全国的な進展をとげた。しかし、このような広域処理の現状は第II章で分析したように、従来の効率性にもとづいた評価基準とは異なっている。次節では、このような違いをもたらした要因について検討する。

### 3 違いをもたらした要因とは— 自区内処理原則、組合の財政構造、および廃棄物量問題

従来における広域処理の評価基準にたいして、組合処理の現状がそれらにそぐわないという結果を生じさせた要因として最初に考えられるのは、寄本[1974]でも言及され、日本の一般廃棄物処理において大きな政策的支柱となっている、**自分の区（市町村）**で発生した廃棄物はその区域（市町村内）に設けた施設や埋立地において処理ならびに処分をおこなうという、自区内処理原則の存在である。この原則は既述した東京ごみ戦争において、都の清掃工場

建設をめぐって予定地にされていた杉並区の周辺住民から反対運動が勃発し、さらにこのような杉並区の対応にそれまで都で発生した廃棄物の多くを引き受けてきたが、周辺環境への影響に懸念を抱いていた江東区が批判し、これによって廃棄物処理行政が危機に陥った教訓から生まれた経験則である。

ところでこの原則は、廃棄物処理の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃掃法)では一言も触れられていない。田口 [1998] は、廃掃法第6条の2第1項でしめされている、一般廃棄物処理は市町村の自治事務とする内容をもって自区内処理原則(氏は自区市町村内処理原則と呼んでいるが)の存在を主張している。だが、その項では市町村を単位とした区域で発生した一般廃棄物の処理責任が、その区域の自治体にあるということを規定しているに過ぎず、処理をおこなう場所を発生した区域内に限定するとは言っていない。また、第6条の2第2項をうけて政令として制定されている一般廃棄物の処理基準においても、処理方法にかんする規定はあるが、それらの処理を発生した区域内でおこなうべきであるとした規定は存在しない。したがって自区内処理原則には、廃掃法に基づいた明確な法的根拠が備わっているわけではない<sup>14)</sup>。

しかしこの経験則は、ごみ戦争という深刻な都市問題を契機として誕生したという教訓的な背景をもっており、それゆえに厚生省による廃棄物行政に暗黙の了解を与えた。例えば、前節において広域処理に対するインセンティブの側

14) 1991年に行われた廃掃法の改正では、廃棄物の発生抑制やリサイクルの重要性を法律に組み入れたことが注目されたが、廃棄物の広域処理をすすめる余地を広げたところも重要な改正点である。たとえば、改正によってそれまで法律上は明記されていなかった一般廃棄物処理計画における必要な掲載事項のなかに、「一般廃棄物の発生量および処理量の見込み」がある。この事項にかんして厚生省水道環境部編 [1993] の解説によると、「見込みを行う際には、(中略)他の市町村との間で一般廃棄物の搬入又は搬出が行われる場合にあっては、その量を勘案して処理量を見込む」(A 82ページ)という記述がある。この記述は、改正法第6条第4項として設けられた、「市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」という条文の具体的な内容でもある。また、同じ必要掲載事項のなかに「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」があるが、同解説によると、その事項ではどの者がどの地区で処理を行うかについて定めることができるとしているのみであり、地区の範囲を自区内処理原則に適応すべきであるとする内容をもつ規定は存在しない。



面として紹介した廃棄物にかんする財源措置をみると、廃棄物処理施設にたいする補助金については、市町村と組合の両方とも補助率そのものは同じであり、さらに地方債にたいする充当率もわずか5%上乘せしているに過ぎず、これらのことからそれほど積極的な対応をおこなっていないことが窺われる。また、現場の政策担当者である各自治体もこの原則に従う限りにおいては、廃棄物をめぐる地域間紛争を回避することができるという利点を得ることができた。

だが、この利点が処理責任を担う市町村のすべての政策担当者にあたえられたわけではない。高度成長の果実を享受するかたちで、所得水準の上昇とライフスタイルの変化をつうじて増え続ける廃棄物にたいして、自区内処理原則に見合うかたちで、処理を完結させるために必要な財源を調達できない地方に位置する町村においてはなおさらであった。そこでそのような自治体は、新全総に基づく地域開発政策の内容として提示された、経済とそれに付随した生活圏の広域化という謳い文句を楯に、自治省による広域圏化にかんする一連の政策に従うかたちで周辺自治体を巻き込み、市町村を超える範囲で処理区域を設定した。そしてそのなかで、合併ではなく一部事務組合による広域処理という形態をつうじて、自らの自治体の意思決定権を組合の議会において担保し、疑似的な自区内処理原則の構築をめざしたのである。

以上のような2つの異なった廃棄物処理をめぐる各自治体の対応によって、効率性を重視した経済理論から導き出された評価基準や、また前節の広域市町村圏計画で期待されたような、中核都市とその周辺地域による組合の形成という方向にはあまり進まなかったと言える<sup>15)</sup>。

再び第9図をみると、既述したように中規模および大規模の組合は、組合設立のピーク時であった1970年代前半に増加しているが、人口規模が3万人未満の小規模の組合も安定した設立数をしめしている。このことは、財政力が相対

15) なお、自区内処理原則が登場した時期と、広域市町村圏計画によって組合による広域処理が進展した時期とがほぼ同じ1970年代前半であることは大変興味深く、このことについては廃棄物政策の通史の一部として取りまとめる予定の別稿に譲る。

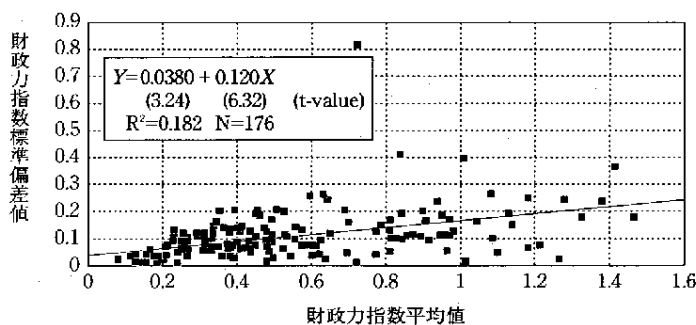
的に高く単独で焼却炉などを建設してきた中核都市が自区内処理原則を遵守したために、組合による広域処理に参加しなかった可能性が高かったことをしめしている。

このことをもう少し詳しく検討するために、前稿第II章でのスピルオーバー効果の分析に際して用いた組合の財政力指数と、さらに組合を構成する各市町村間の財政力指数のばらつきを標準偏差値として求めたものとの関係をみることで、組合の財政レベルごとに構成市町村間に見られる財政力格差を把握する。

第10図には都市圏、そして第11図には地方圏にある組合の財政力指数と標準偏差値との関係をしめしている。これらの図から、都市圏にある財政力が高い一部の組合をのぞいて、財政力指数の平均値が高い組合ほど、標準偏差値が高くなっている傾向がわかる。最小自乗法をもちいて単回帰分析をおこなった結果、2つとも平均値と標準偏差値とのあいだに正の関係を得ることができた。

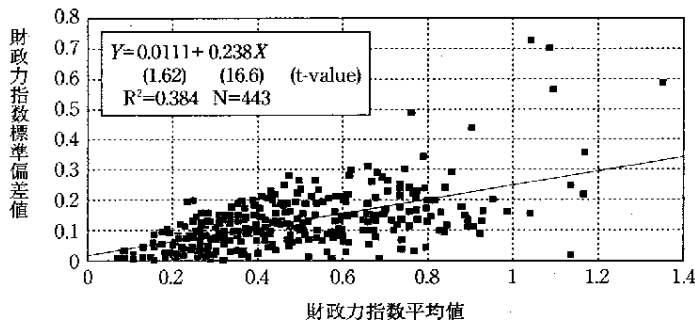
これらの図をみると、平均値が高い組合は、都市圏においておもに都市部間で構成される都市型組合、および都市部とその周辺地域で構成される広域型組合に、また平均値が低い組合は、周辺地域の外側にある自治体どうしによって構成される地方型組合にそれぞれ分けることができる。そして、広域型組合については財政状況に違いがある自治体によって構成されている一方、都市型組

第10図 組合の財政力指数と標準偏差値(都市圏)



出所：自治省行政局振興課編 [1996]、および自治省財政局編 [1996] より作成。

第11図 組合の財政力指数と標準偏差値（地方圏）



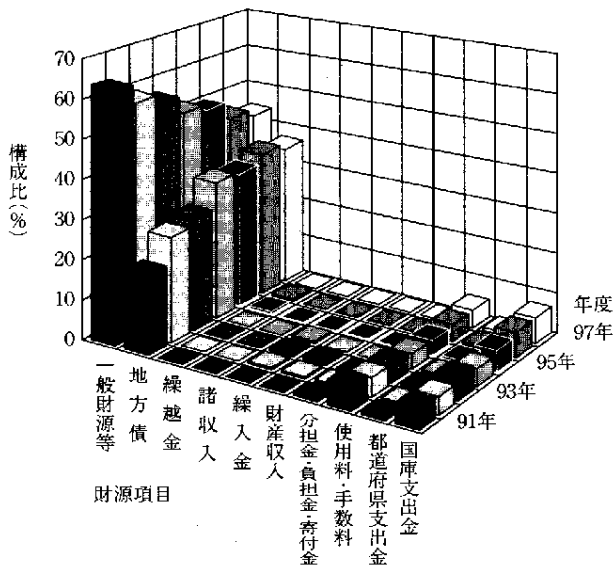
出所：第10図と同じ。

合と地方型組合では財政状況が類似した自治体によって構成されており、前者は財政力が高い自治体どうし、後者はそれが低い自治体どうしによってそれぞれ構成されていることがわかる。

これらの図から、実際の組合においては効率性をもとめる理論から導き出された評価基準と合致したり、また広域市町村圏計画でもとめられたような広域型組合や都市型組合も存在するが、それら以上に地方型組合が都市圏と地方圏にかぎらず数多くあること、さらに地方型組合では財政力が低い自治体どうしで構成されており、そのなかには中核都市が入っていないことを窺い知ることができる。そして、このような地方型組合の存在が、第Ⅱ章で示したような従来の経済理論による評価基準と現実の組合による広域処理との違いをもたらした要因なのである。

具体的には、スピルオーバーの除去を目的としたレベルで広域処理がおこなわれていないのは、そもそも以上のような地方型組合の存在があるからであり、第Ⅱ章でも言及したように、これらの組合を構成する町村間では中核都市とその周辺地域のように激しい人口移動がおこらないためである。また規模の経済については、以下で一部事務組合における財源構成と廃棄物量の確保という側面から分析する。

第12図 一部事務組合における清掃事業の財源構成



出所：地方財政調査研究会編 [1996] より作成。

第12図には、1991年から97年にかけての一部事務組合における清掃事業の財源構成を示している。図から、清掃事業において一般財源等（地方税や地方交付税）や地方債の占める割合が圧倒的に大きいことがわかる。ここで地方税は自治体の財政力で、また地方債は財政力に基づいた起債条件や起債規模で優位になる。人口規模が大きくなるにつれて一般的には地方税収が多くなり、またそれに伴って起債可能な地方債の発行額も大きくなる。組合にかぎらず清掃事業全体でも同様な財源構成となっており、以上のことから政令指定都市や県庁所在都市では、廃棄物処理を自治体単独で行う財政的余裕があったために単独処理を実施してきたのである。

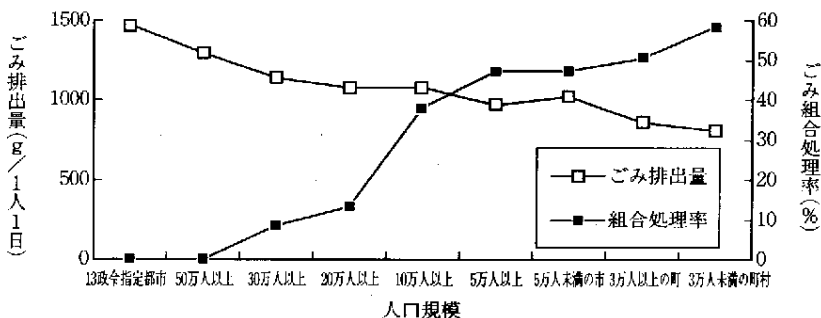
広域処理をおこなう組合のなかでも、都市型組合や広域型組合と地方型組合とでは財政状況が異なっている。上記したように第10図や第11図によって、それぞれの組合で構成市町村の財政力格差に違いがあることがわかった。これを

考えると、都市型組合は財政力が高いため、また広域型組合は財政力が高い自治体が低い自治体の財政力をカバーできるため、それぞれ処理施設の大型化および高度化に対応できる財政力をもつことが可能となる。だがその一方で、地方型組合については財政力が弱い自治体どうして組合を形成しているために、規模の経済を実現できるまで施設を拡充させるには限界がある。さらに以上のような財政構造上の問題にくわえて、規模の経済にたいして障害となっているのが廃棄物量の確保にかんする問題である。

第13図には、いくつかの人口規模で区分した廃棄物の排出量とそれらの廃棄物の組合による処理率をしめしている。組合処理率が0%である政令指定都市の排出量が1日あたり1500t以上にものぼるのにたいして、組合処理率が58%にものぼる3万人未満の町村では1日あたり20t以下ほどしか排出されていないと推測される<sup>16)</sup>。

人口規模がとくに少ない地方圏にある地方型組合が、前章で分析した規模の経済をもっとも達成できる100t以上の処理施設を建設するためには、図にしめしている廃棄物量を考えると、かなり多くの市町村によって組合を構成する

第13図 人口規模と組合処理率の関係 (1993年度)



出所：厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修 [1996a] より作成。

16) 政令指定都市の廃棄物量は、1人あたりの1日平均排出量1466.3gに100万人をかけて算出した値である。また、3万人未満の町村はおなじく平均排出量818.8gに3万人をかけて算出したものである。したがって実際の排出量は、政令指定都市はこれらの値以上の、また逆に3万人未満の町村は以下になることが予想される。

必要がある。しかしこの必要性をうけて広域化をすすめると、広域処理のデメリット、なかでも輸送費の増加を引き起こしてしまう。とくに、地方圏の地方型組合を構成する市町村のなかには、交通事情があまりよくないところや山間地が多く、このような市町村間での組合処理では輸送費の急増という制約条件が重くのしかかることが予想される。

その一方で、都市圏のなかの政令指定都市や地方圏における県庁所在都市では、廃棄物の大量排出をうけて、大規模な焼却施設を自治体単独で運営している。

大規模な焼却施設を建設するために広域処理を地方型組合にいたるまで行うことは、これまで以上に大量の廃棄物がそれらの組合を構成する市町村から排出されない限り困難である。そして、このことは廃棄物の減量化というこれからの廃棄物政策における政策目標とは明らかに矛盾するものである。

以上、本節でおこなった従来の理論にもとづく評価基準から実際の組合処理の違いを見せたメカニズムを要約すると、廃棄物政策において支柱的な役割をはたしてきた自区内処理原則に順応するかたちで、財政力が高くまた大量の廃棄物量を確保できる中核都市の多くが単独処理をおこなってきた一方で、廃棄物処理にかんする費用負担の軽減を図るべく、その周辺地域やさらにその外側に位置する規模の小さな自治体どうしのみで構成された組合が多数出現した。そしてこのことが結果として、従来の経済理論や広域市町村圏計画などの行政計画において求められる組合の内容とは異なる現状をもたらしているのである。

#### 参考文献

- 秋田 周 [1990] 『特別地方公共団体・広域行政』(実務地方自治法講座 第9巻) ぎょうせい。
- 石川 禎昭 [1993] 「ごみ処理技術の歴史の変遷と技術開発の展望(2)」『環境施設』 工業出版社、第54号。
- 石原信雄、矢野浩一郎、辻 誠二 [1973] 『地方財政制度』(新地方自治講座 第8巻) 第一法規。

- 植草 益編 [1994] 『講座・公共規制と産業① 電力』NTT 出版。
- 植田和弘 [1992] 『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣。
- 奥野信宏 [1996] 『公共経済学』岩波書店。
- 神田上郎 [1992-1998] 『業界展望 (焼却部)』『環境施設』工業出版社, 第48, 52, 56, 60, 64, 68, 72号。
- 木下和夫監修 [1968] 『広域行政の経済効果』学陽書房。
- 小泉允岡, 林 亜夫編 [1995] 『都市経営』(勸放送大学教育振興会)。
- 佐藤 進, 林 健久編 [1994] 『地方財政読本 (第4版)』東洋経済新報社。
- 清水修二 [1999] 『NIMBY シンドローム考』東京新聞出版局。
- 清水 剛, 高岸 健, 折戸真美, 藤原健史, 武田信生 [1998] 「ごみ焼却炉排ガス中ダイオキシン濃度の施設構造・地域・コスト因子との関連性」『環境衛生工学研究』京都大学環境衛生工学研究会, 第12巻第3号。
- 田口正己 [1998] 『ごみ問題百科Ⅱ—争点と展望』新日本出版社。
- 田中 勝 [1991] 『『廃棄物処理の広域処分をめぐる』の特集にあたって』『廃棄物学会誌』第2巻第3号。
- 田中 勝, 高月 敏 [1983] 『現代のごみ問題 (技術編)』中央法規。
- 林 亜夫 [1982] 「地方自治体の公共サービス共同化における費用負担制度の分析—消防, 廃棄物処理, 老人福祉事業の一部事務組合における費用負担の分析」『計画行政』第8号。
- [1984] 「廃棄物処理の費用負担分析—地方自治体間の共同処理, 広域処理の実態とその費用負担」『環境科学特別研究報告集 B215-R40-1』文部省。
- 林 宜嗣 [1995] 『地方分権の経済学』日本評論社。
- 肥後和夫 [1994] 「廃棄物処理の財政的視点」『明海大学経済学論集』第6巻第1号。
- 平岡正勝 [1997] 「廃棄物処理におけるダイオキシン対策をめぐる最近の動向」『廃棄物学会誌』第8巻第4号。
- 藤田武夫 [1984] 『現代日本地方財政史 (下巻)』日本評論社。
- 山下憲司 [1996] 「平成5年度一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要」『都市清掃』第49巻第213号。
- 横田光雄・江畑賢治 [1993] 『公共施設財源便覧』ぎょうせい。
- 奇本勝美 [1974] 『ゴミ戦争 地方自治の苦悩と実験』日本経済新聞社。
- [1990] 『ごみとリサイクル』岩波書店。
- 環境産業新聞社編 [1996] 『廃棄物年鑑1997年版』環境産業新聞社。
- 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修 [1996a] 『平成7年度版 平成5年度実績廃棄物処理事業実態調査統計資料 (一般廃棄物)』(出)全国都市清掃会議。
- [1996b] 『日本の廃棄物'96』(出)全国都市清掃会議。

—— [1997] 『平成8年度版 平成6年度実績廃棄物処理事業実態調査統計資料  
(一般廃棄物)』(社)全国都市清掃会議。

厚生省水道環境部編 [1993] 『新廃棄物処理法の解説』(財)日本環境衛生センター。

(株)産業技術会議編 [1997] 『平成9年度版 財政と地域整備』地方財政調査会。

市町村自治研究会編 [1982] 『一部事務組合のしくみとその運用』ぎょうせい。

自治省行政局振興課監修 [1995] 『広域行政圏要覧 平成6年改訂』第一法規。

自治省行政局振興課編 [1996] 『全国一部事務組合要覧(平成8年度)』ぎょうせい。

自治省財政局編 [1996] 『市町村別決算状況調(平成6年度)』(財)地方財務協会。

総務庁統計局編 [1995] 『日本の人口 平成2年国勢調査—最終報告書(資料編)

—』日本統計協会。

地方財政調査研究会編 [1996] 『地方財政統計年報(平成8年度)』(財)地方財務協会。

廃棄物学会編 [1998] 『改訂 ごみ読本』中央法規。